

地域計画に関すること

番号	質疑・意見等	回答
1	<p>今後の運用ということで、来年度以降完成度を高めるとのことだが、協議の場には耕作者と土地所有者の意向があるがどのようにまとめていくのか。</p>	<p>市より指示をすることはありませんので、協議の場にて貸借等を協議していただきます。担い手には農地を集積するための耕作地の斡旋をする方向性もあると思いますが、土地所有者の意向も協議の場でまとめていきたいと考えております。農地が荒廃化してしまうことを土地所有者も望まないと思いますので、協議を進めてまいります。</p>
2	<p>若年層の担い手が少ないため一刻も早く集積がされるよう対応してほしい。</p>	<p>来年度以降地区での協議の場を設ける形で意見集約を行い、農地の集積を進めてまいります。</p>
3	<p>若年層をどのように支えていくのかを検討すべきである。</p>	<p>地域の特性や状況を把握する中で、地域としてどのような支援ができるかなど協議してまいります。</p>
4	<p>担い手が少ない地域については、耕作者が多く土地所有者と協議をしていくことになると思う。どのように市などがフォローしてくれるのか。</p>	<p>地域の特性等を鑑みの中で、大規模農家への集積を行うことも検討する地域は出てくると考えます。小規模農家と協議をしてもらい農地を交換するなどの協議を進めてまいります。市などのフォローについて、現時点では具体的にお示しすることはできませんが、今後状況に応じたフォローをしてまいります。</p>
5	<p>生産者には出荷用の人と自家用の人もいる。今回の話はだれをターゲットにしているのか。</p>	<p>農地を保全するための観点から協議を進めていくものであり、自家用(家庭菜園)であっても農地を利用し、守ってもらうことに変わりはありません。このことから、地域計画の名簿には出荷用の人と自家用(家庭菜園)の人を登録してまいります。</p>
6	<p>浅間地区では都市開発が進んでおり、今後も開発が進んでいくと農家は耕作できなくなる。交通量の増加に伴うセキュリティの問題や農薬散布への苦情などもある。農家は土地がないと生きていけない。特に果樹は永年作物のため、そういう観点でも検討してほしい。</p>	<p>市農政課は基本的に農地を守っていく立場であります。開発については市の方向性も含んでいる部分もありますので地域での協議の場などで皆さんからいただく意見をしっかりと受けとめて対応していきたいと考えております。</p>

地域計画に関すること

番号	質疑・意見等	回答
7	地域計画の事務局は市役所とあるが、これまではJA佐久浅間などに相談に行っていたが、どうすればよいか。	日ごろのご相談などは引き続きJA佐久浅間をご利用いただいております。地域計画に関してもご相談いただき、共有することも可能と考えております。
8	目標地図の色分けについて、早く手を挙げた人の勝ちにならないか。	目標地図については耕作者によって色分けをしていきます。早く手を上げたらそこを耕作できるということではなく、あくまでも地域での協議を行い土地所有者との意向を踏まえて契約に基づく貸借となります。
9	名簿に登載されていないと貸借ができなくなるという認識でよいか。	地域計画の名簿登載者が中間管理事業で貸借をすることができます。新規就農者などは市に情報提供をいただき名簿の更新を行うことで貸借契約を結んでいただくことができます。
10	新規就農者の人がどのように参入していいのか。色分けで判断できるのか。	空き農地は色分け(可視化)による判断が可能となりますので、新規就農者の方がその農地を検討していただくことができると考えております。また、毎年更新していくので、地区での協議の場などにご参加いただくことで色分けの状況等を把握していただくことが可能となります。
11	行政手続きは時間がかかってしまう。全員から意見を聞くとすると集約できないことが想定されるので代表を決めたりすることも必要なのでは。 また、この懇談会を通じて、地域の農家や関係者は理解が深まっていると思うが、今後の集積にあっては区長が大切になるのではないか。区長が理解している地区とそうではない地区で協議の進捗に温度差が生じないか。	行政手続きには時間を要してしまいますが、地区での協議の場では意見集約にあたり地元農業委員会委員や担い手の皆さんにご参集いただき意見を集約していきます。来年度以降実施する協議の場においてお声がけする方について、ご意見を参考にさせていただきます、今後内部で協議してまいります。

地域計画に関すること

番号	質疑・意見等	回答
12	JA佐久浅間との連携について。	地域計画策定にあたりJA佐久浅間との連携をしております。また、関係機関とも連携し、策定を進めてまいります。
13	水田にて耕作をしているが、担い手としての面積要件はあるのか。	担い手の面積要件はありません。
14	土地を持っていても貸借していない農家も地域計画に登載されるのか。	関係機関に意見をいただく中で登載されていく人もいます。名簿に登載されていないと制度資金や補助金の活用もできません。登載者については随時ご確認いただくこともできますので事務局へご連絡ください。
15	地区分けについてはどのように行われているのか。	地区分け(地域計画図)は、人・農地プランの策定の際に区分けしたものを踏襲しておりますが、現況の耕作状況や地域の広がり方によって分けております。この細かいエリア分け(地区の範囲)は協議の場にて修正することは可能です。

中間管理・利用権

番号	質疑・意見等	回答
1	利用権設定がなくなることで農地中間管理機構と農地法3条に移行していくが、その間を市や農地中間管理機構が仲介することは可能なのか。	市や農地中間管理機構では貸借に関して事務手続きとしての仲介は行いますが、耕作者を見つけることはしておりませんので、地元の農業委員会委員の皆様やJA佐久浅間等にご相談してください。
2	利用権設定の締切が令和7年1月15日とのことだが、連絡がつかない人などがあり、この日までに対応できるかわからない。	利用権設定の公告を令和7年3月31日までにを行う関係上、締切を設けております。農地中間管理事業への貸借に切り替えることも可能ですのでご検討いただき、市にもご相談ください。
3	利用権の廃止についてはどのような方法で周知していくのか。	市のホームページへの掲載や農政課窓口、各支所にも掲示し周知に努めております。
4	土地所有者が亡くなり未相続の土地がある。どのように対応すればよいのか。	推定相続人の2分の1を超える同意があれば対応可能です。詳細は農地中間管理機構や市農政課にご相談ください。
5	現在、相対で契約をしているがどのように変更すればよいか。	基本的に相対契約は正式な契約と見なすことができないため、農地中間管理事業を活用してください。
6	土地所有者から物納が可能な耕作者と契約をしたいといわれることがある。更新の際に行政のほうから金納への誘導ができないか。	農地中間管理事業の賃借料は、原則金納により行っておりますが、貸付者と借受者の間で調整等が整った場合は、金納に代わり物納も可能となります。 このことから、両者の調整等によって契約されておりますので一律に対応することは難しいと考えております。しかしながら、市でも更新時に物納から金納へのお願いはできると考えております。
7	令和7年1月に10年契約を利用権で設定した場合、4月以降どのようなようになるのか。	4月以降は令和7年1月に契約した利用権の設定となり、契約満了時に農地中間管理機構によって契約をするか農地法3条により契約を更新していただくこととなります。

その他

番号	質疑・意見等	回答
1	市のほうで農地のマッチングアプリを作成してはどうか。市が情報を持っているのであれば積極的に検討してほしい。	農地バンクという、人と農地をつなげる制度がすでに存在しており、改善する必要があると考えておりますので、まずはその制度を改善したいと考えております。
2	認定農業者について、農業をやっていない人もいたり、家庭菜園レベルの人もいるのではないかと。	認定農業者になるためには、農業所得目標の提出が必要となり、更新の際には県との審査をしています。また、様々な事情で認定が望ましい農業者もいるので、お声かけをする中で制度として運用しています。また、認定農業者の認定時には、農業をやっていない人や家庭菜園レベルの人はおりません。
3	新規就農相談会には一定の成果がみられるか。	東京でも相談会を実施していますが、すぐさま成果には繋がりにくいですが、佐久の地に足を運んでいただいたり地域の農家さんを案内するケースがあります。
4	山間部で農地を所有しているが、耕作することが難しい。最終的に荒れてしまえば国に無償で提供することができるのか。	山林にのみこまれているということであれば、農業委員会事務局にご相談ください。地目を変更する手続きが可能です。なお、一定の要件をお満たした場合に、相続した土地を国が引き取る制度「相続土地国庫帰属制度」がありますので、法務局にご相談してみてください。